

令和8年1月14日

健康保険事務担当者様

千葉県医業健康保険組合

賞与に係る健康保険・介護保険料の徴収に関する取扱いについて

平素より当組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、賞与に係る保険料等の徴収に係る取扱いについて、保険料の徴収パターン一覧(別紙)を添付いたしますので、再度ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、12月は多くの事業所様の賞与支払月であり、短期間で大量の届書をご提出いただいております。そのため、ご提出時期によっては、賞与支払月分の保険料計算(支払月の翌月)に間に合わない場合がございますことを予めご承知ください。

賞与支払届の留意点等について

- 支給された賞与額(総支給額)の1,000円未満を切り捨てた額が標準賞与額となります。
- 同月に2回以上賞与(臨時賞与を含む)の支払いがある場合は、対象者ごとの該当月の最終支払日及び合算した支払額となります。
- 賞与支払届により被保険者ごとの保険料が算出されますが、賞与の保険料は、その月の毎月の保険料と合わせて、原則として翌月の納入告知書により請求されます。
- 資格取得した月(資格取得日以降)に支払われた賞与は保険料の対象となります。資格喪失月の賞与は対象となりません。ただし、健康保険での年度累計の対象には含まれます(被保険者期間中の支払いは、届出が必要)。
- 資格取得と同月に資格喪失があった場合は、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与は対象となりますので、賞与支払届の提出は必要となります。

【照会先】

担当：管理課

電話：043-215-8205